

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年11月7日

秋田県監査委員 柴田正敏
 秋田県監査委員 渡部英治
 秋田県監査委員 石塚博史
 秋田県監査委員 川村和夫
 財 一 191
 平成29年10月6日

秋田県監査委員 柴田正敏
 秋田県監査委員 渡部英治
 秋田県監査委員 石塚博史
 秋田県監査委員 川村和夫
 様

秋田県知事 佐竹敬久

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

※以下別紙のとおり

（別紙）

平成26年度包括外部監査（下水道事業特別会計の財務事務について）

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>1. 下水道事業の計画 (1) 流域下水道事業に係る計画 【指摘事項1】 流域別下水道経営計画と事業計画との不整合について（41頁・2頁） 臨海処理区分の維持管理費、元利償還費、維持管理負担金（維持管理費分＋元利償還費分）について、事業計画変更年度である平成23年度時点における流域別下水道経営計画と事業計画の数値を照合したところ、数字が相違していた。 流域別下水道経営計画も事業計画も、具体的な計画数値を表したものであり、維持管理費、元利償還費、維持管理費負担金などの両方で共通する数値は整合していなくてはならない（一致しない場合はその理由を合理的に説明できなければならない）。 なお、今後、事業計画は、「事業管理計画」と名称を変更して、流域別下水道経営計画で記載した各事業年度の管理運営費とあわせて歳入と歳出の見込額等を記載する予定とのことなので、各計画間の数字の整合性を確保し、適切な事業計画とするよう、チェックの仕組みを構築する必要がある。</p> <p>【意見1】 事業全体の収支計画の策定について（43頁・3頁） 現在、流域別下水道経営計画は策定されているものの、下水道事業特別会計の全体像を示した収支計画は策定されていない。したがって、事業全体の収支計画が不明であり、特別会計全体として、中長期的に持続的な経営がなされているかどうかを判断するツールがない状態である。 事業全体の収益や経費について達成状況を点検し、計画どおりに経営できていない状況に陥ればその原因分析をし</p>	<p>（対応済み：下水道課） 整備主体の事業計画について、管理を含めた計画とすることとし、経営計画との数値の整合を平成28年度に行った。 また、適切な事業計画とするよう、事業計画の変更時期においては、経営計画を作成する下水道課と事業計画を作成する秋田地域振興局とで、段階的に協議を進めていくこととした。</p> <p>（対応予定：下水道課） 平成32年度からの公営企業会計適用に向けて、現在、固定資産評価を進める等、下水道事業経営の健全性を把握するためのツールの構築に取り組んでおり、その中で事業全体の収支計画の策定をしていく。</p>

た上で次の施策につなげるといったPDC Aサイクルを実行に移す前提として、事業全体の収支計画を策定することが望ましい。

【意見2】経営指標による目標管理について
(43頁・3頁)

市町村が下水道事業を進めるに当たっては、普及率、接続率（水洗化率）、経費回収率に数値目標を定め、目標管理することが一般的であり、「あきた循環のみず推進計画」でも各市町村のこれらの経営指標にかかる数値目標が示されている。一方、県が事業を進めていく上で目標管理する経営指標（目標数値）は示されていない。

その理由は、市町村が実施する公共下水道事業等は市町村の経営努力等により普及率、接続率（水洗化率）、経費回収率をコントロールできるのに対して、県が実施する流域下水道事業は、既に幹線管渠の整備が終わった現状において、接続率の向上は各市町村が流域下水道に接続してくれるかで決まるものであること、経費回収率の上昇は処理区ごとに市町村と相対で負担金単価を決める仕組みの中で決まるものであることから、いずれの指標も県の経営努力だけではコントロールできず、目標管理するものとして適していないからである。

しかし、県が流域別下水道経営計画や事業計画を確実に遂行するためには、負担金単価を決定するに際し前提条件とした、歳出総額、流入水量の中長期的な見込みを確実に達成する必要がある、経営指標による目標管理をしなくてよいことにはならない。

事業の持続可能性を確実にするためにも、計画と整合した経営指標による目標管理を実施し、あわせて、事業進捗度合いを公表することにより住民からのモニタリングを受けることで、事業の確実な推進を図ることが望ましい。

(2) 人材育成計画

【意見3】今後の人材育成プログラムの策定について
(44頁・4頁)

県の職員は、市町村に対して助言・指導する立場でもあり、人材育成は重要であるとの認識を強く持つべきであり、今後の事業運営の難易度の上昇に備えるためにも職員のスキル・アップを目指し、人材育成に力を入れていかななくてはならない。

現在、後進育成のための育成プログラムが策定されていないため、まずはこれを策定した上で、計画的に、着実な実行を図ることが望ましい。

県としても、下水道事業団に職員を派遣しての研修会、市町村と県の職員を集めての勉強会を必要に応じて実施しているところであるが、実効性のある職員のスキル・アップのためには例えば、経験の浅い職員が経験を多く積んだ熟練職員について実践経験をより多く積ませるといった対応も進めるべきである。

(対応予定：下水道課)

平成30年度経営計画の改定作業では、「秋田県生活排水処理事業連絡協議会」を通じて、各基礎自治体と目標値達成に向けた情報共有を図っていくとともに、平成32年度からの公営企業会計の適用に向け、経営計画と整合した指標となる数値目標の設定について作業を進めている。

(対応済み：下水道課)

県では、(一財)秋田県建設・工業技術センターと共催で県及び市町村職員の技術力向上のため下水道技術研修会を実施し、人材育成に努めている。また、下水道事業の経営や企業会計の知識習得について下水道事業団の研修へ参加し、スキルアップを図っている。

2. 収入に係る財務事務

(1) 負担金単価の水準の決定

【意見4】目標とする累積赤字の解消期間について

(対応予定：下水道課)

(50頁・4頁)

県は、累積赤字の解消期間を、公的資金の償還年数を踏まえて30年として設定している。

流域下水道事業における負担金は、受益者負担としての性格を持つものであり、ここでいう受益とは、借金の償還ではなく、施設の利用（サービス・便益の享受）であることを踏まえると、累積赤字の解消期間としてより合理的なのは、借金の償還年数ではなく、施設の耐用年数である。

借金の償還年数より施設の耐用年数の方が長い場合において、償還年数をベースに負担金単価水準を決定する方法は、償還終了時まででは高負担、償還終了後耐用年数到来時まででは低負担となり、負担金の平準化ひいては受益の適正化が図られにくい。累積赤字の解消期間を施設の耐用年数とすることで、この問題が解消され、受益者負担の一層の平準化が図られる。

現在、県では、流域下水道事業の法適化に向けた取組みを始めたところであり、これに合わせる形で、あるべき負担金の単価水準のあり方を検討することが望ましい。

【意見5】累積黒字の取扱いについて（56頁・4頁）

臨海処理区及び横手処理区は、平成25年度現在で累積黒字が生じている。

臨海処理区では負担金単価の水準を引き下げ、意図的に単年度赤字を発生させることで累積黒字を市町村に還元することとし、横手処理区では次の負担金見直しのタイミングが到来するまでの過渡期的な処理として一般会計に繰り出すことで収支均衡を図っている。

しかし、今後、流域下水道事業は、長寿命化による改修費用や、施設の更新時期の到来により多額の更新費用を要することが確実であり、累積黒字を意図的に短期間で解消させる必要はない。

累積黒字が生じた場合、臨海処理区のように単年度赤字を発生させて短期的に解消する、つまり、累積黒字を経常的な維持管理費に充当することで市町村還元を図るのではなく、中長期的な更新費用に充当することで市町村還元を図ることが、負担金平準化の観点からも財政健全化の観点からも望ましい。

また、当該累積黒字は、受益者負担に基づく市町村からの負担金を原資として発生したものであるため、受益者に適切に還元されなければならない。したがって、横手処理区のような一般会計への繰出し処理はやめ、特別会計内で基金として処理区ごとにプールしておくことが望ましい。

この場合、基金額が過度に多額にならないよう、将来必要と考えられる改修費用や更新費用を織り込んだ形での中長期間に渡って収入・支出が均衡する水準で負担金単価を設定し、それ以上の負担金を徴収することのないよう留意する必要がある。

【意見6】累積赤字を抱える処理区における累積赤字解消目標年次について（61頁・5頁）

累積赤字を抱える処理区における累積赤字解消年次について、大曲処理区と鹿角処理区が「供用開始から35年目」となっているのに対して、大館処理区は「供用開始から30

平成32年度より公営企業会計へ移行することとしており、赤字解消に係る合理的な手法について、他県の事例や累積赤字の解消期間を変更した場合の影響について、引き続き調査研究していく。

(対応予定：下水道課)

人口減少に伴う有収水量の減少や施設の経年劣化の進行を見極めると共に、平成32年度からの公営企業会計への移行を踏まえ、更新に係る基金造成等の他県の事例や累積黒字の取り扱いを変更した場合の影響について、順次検討していく。

(対応予定：下水道課)

平成32年度からの公営企業会計の適用を念頭に置きながら、平成30年度の経営計画改定作業に向け、他県の事例や累積赤字解消目標年次の統一による影響を調査研究し

年目」となっていて統一されていない。

処理区によって期間が異なることは公平性の観点から問題があること、市町村の今後の経営状況によってはなし崩し的に累積赤字解消期間が長期化する懸念もあることから、統一することが望ましい。

【意見7】中長期的な視点での負担金水準の平準化について（62頁・5頁）

累積赤字が解消された後の単価水準は、ピーク時の負担金単価水準と比べると、事業開始して間もない鹿角処理区を除いて、いずれの処理区も40%～60%引き下げられた水準であり、また、累積赤字解消直前の単価水準と比べても21%～47%の水準で大幅に引き下げられている。

インフラ施設の利用料金は、中長期的には平準化されることが望ましく、乱高下することは好ましくない。また、早期に接続した市町村と遅れて接続した市町村とで各市町村の受益の量は年度によって変わらないにもかかわらず負担水準が違うこと、あるいは、同じ市町村の中でも第一世代の負担が高く第二世代以降の負担が低いことは、適正な受益者負担の観点からも適当ではない。したがって、流域下水道事業の負担金単価も、処理区ごとによる差異は地域差として許容されるが、年度による差異は可能な限り発生させないように、中長期的に平準化を図ることが求められるものとする。

接続率の低い供用開始当初において、負担金単価が多少高くなるのは止むを得ないが、累積赤字を解消したとたんに、一気に4割以上も負担金水準が下がる現在の仕組みは、負担金水準の平準化の観点からは望ましくない。むしろ、累積赤字の解消の目標期間を今より延ばした上で、中長期的な負担金水準の平準化を図るべきである。

【意見8】負担金単価の見直し期間の短縮について（63頁・6頁）

現在の負担金単価の適用期間（財政計画期間）は、全ての処理区で平成26年度～平成30年度の5年間であるが、他の流域下水道事業をみると、負担金単価の見直し期間は3年としている県が最も多く、全体の4割を占める。秋田県が属する「5年」も、2割程度の県が採用しており、必ずしも秋田県が他県と比べて長いというわけではないが、「5年」での見直しは単価設定期間としては最も長いものである。負担金単価の設定に当たっては、中長期的な将来の方向性を決める場合には中長期的な負担平準化の視点を持つべきだが、一方で、足元の直近の状況を反映した負担金単価とすることで、累積赤字・累積黒字の発生をコントロールしていく必要もある。

他県の流域下水道事業における事例も踏まえて、負担金単価見直し期間を3年とすることを検討することが望ましい。

ていく。

（対応予定：下水道課）

平成32年度からの公営企業会計への移行に向けて、現在、固定資産評価を行っており、部位別の減価償却の考え方等の調査検討を進め、負担金単価水準のあり方について、順次検討していく。

（対応予定：下水道課）

平成32年度からの公営企業会計の適用を念頭に置きながら、平成30年度の経営計画改定作業に向け、他自治体の事例や負担金単価の見直し期間を変更した場合の影響について、順次検討していく。

3. 固定資産管理に係る財務事務

(1) 台帳作成の関連法令等

【指摘事項2】建物の登記漏れについて（66頁・7頁）

公有財産台帳の作成要領に相当する秋田県財務規則の335

（対応予定：下水道課）

平成32年度からの公営企業会計の適用に

条3項に、「建物にあつては登記事項証明書、位置図、配置図及び平面図を、その他の公有財産にあつては図面を添付しておかなければならない。」との記載があり、建物も登記することが必要と解されるが、秋田県では、「地方公共団体が所有する建物について、表示に関する登記の申請義務が課されていないため、表示登記がないとしても違法状態にあるとはいえない」との「国政モニターの声に対する回答（法務省）」を理由に建物の登記をしていない。

しかし、「国政モニターの声に対する回答」は、登記しないことが違法ではないことを述べた国の見解に当たるが、これは違法な状態ではないことに言及したものであって、登記すること自体を妨げるものではない。秋田県財務規則で、明確に登記事項証明書の添付を義務付けている以上、当規則に基づき、登記すべきである。

なお、仮に上記「国政モニターの声に対する回答」に基づき、建物を登記しない場合には、「資産台帳」の作成要領を別途作成すべきと考える。

(2) 秋田県の下水道台帳の整備状況

【指摘事項9】固定資産の機器番号による管理について (82頁・10頁)

県では、機器番号による管理がなされていないが、一方で、同一資産が複数存在する場合には『No. 1〇〇』といったように機器名称の先頭にNo.を付して対応している。この場合、仮に1台しか保有していなかった固定資産を追加でもう1台取得した場合、追加で取得した資産には『No. 2〇〇』として台帳に記載することになるが、既存の資産についても、それまでNo.を付していないことから、台帳上、機器名称の先頭にNo.を振る必要が生じ、台帳の更新作業が煩雑となる。また、そのような煩雑な作業に起因し、台帳の更新漏れのリスク又は実物の名称更新漏れのリスクが機器番号により管理した場合に比べて、相対的に高いことが考えられる。

したがって、そのようなリスクを低減するために、機器番号による管理を実施すべきである。

【意見9】下水道台帳のデータ集約化とシステム化について (83頁・11頁)

現状、維持管理計画や投資計画の策定の際に台帳データは用いられていない。その理由として、下水道台帳に全ての資産情報が集約されていない点とシステムによるデータ管理がなされていない点が挙げられる。

全ての下水道財産を、経営を直接担う建設部が適宜適切に把握していない状況は、安定したサービスの供給を阻害する要因になり得る。

また、システムによるデータ管理がなされていない点については、「管路台帳」及び「資産台帳」が紙原簿により管理されていることから、登録内容の変更等の更新作業における作業時間や頻度等及び台帳情報を活用した現状把握分析、将来予測等のデータ分析作業における作業時間や深度等について、システム上でデータ管理した場合に比べ、非効率ないし制約があると考えられる。

より効果的かつ効率的な台帳管理及び情報の利活用へつ

向けて、平成28年度から固定資産の調査・評価作業を実施しており、その過程において検討を進めていく。

(対応予定：下水道課)

平成32年度からの公営企業会計の適用に向けて、平成28年度から固定資産の調査・評価作業を実施しており、その過程において検討を進めていく。

(対応予定：下水道課)

平成32年度からの公営企業会計の適用に向け、平成31年度に新たな事務手続・会計システムを構築することとしており、その過程において、業務効率の向上を図っていく。

なげるために、管轄部署を一元化し、情報集約化を進めるとともに、下水道台帳のシステム化を図るべきである。

なお、管轄部署の一元化及び下水道台帳のシステム化により、一時的なコスト増及び人的資源の不足が想定されるが、今後、想定される公営企業法の法適用化と併せて実施することで、作業負荷を削減できると考える。

(3) 設備投資計画

【意見10】設備投資計画の精緻化について（86頁・11頁）

長寿命化計画は、下水道台帳ではなく、過年度の建設改良費等の歳出合計に基づき作成されている。したがって、個別の資産ごとに耐用年数に応じた更新投資等の詳細な投資計画を策定できていない。

秋田県では、公共施設等総合管理計画を策定するにあたり、改築更新費のシミュレーションを実施しており、設備投資計画も当該シミュレーションに即したものであることから、必要な更新投資は行われているものと推察されるが、当該シミュレーションは電気・機械及び土木・建築の2種別で実施されたものであるため、より適切に更新投資を行う上では、個別の資産ごとに耐用年数を勘案した設備投資計画を作成する必要がある。

今後、地方公営企業法が適用されることで、台帳整備に加え、適切な減価償却計算が行われることになり、固定資産の老朽化度を把握することが可能になる。当該固定資産の老朽化に係る情報に基づき、設備投資計画を策定することで、より実効性の高い設備投資を実施することが可能になるものと考ええる。

(4) 未利用財産

【意見11】未利用資産の把握の状況について（88頁・11頁）

下水道台帳は「管路台帳」、「設備台帳」、「資産台帳」の3台帳から構成されるが、稼働状況に関する情報が記載された台帳は「設備台帳」のみである。また、その「設備台帳」も、【指摘事項7④】に記載したとおり、稼働状況の情報の整理が不完全であり、現状、未利用資産の把握が適切に行われているとはいえない。

まずは、設備以外の資産については、未利用資産の有無を把握するとともに、未利用資産の一覧表を作成すべきである。

なお、設備について、台帳を適切に整備することで稼働状況を把握できることから、稼働状況に係る情報を整理し、台帳を適切に整備する必要があるのは【指摘事項7④】のとおりである。

加えて、稼働状況を確認するため、現物確認（実査）を定期的実施すべきである。

【意見12】未利用資産の活用について（88頁・12頁）

未利用地の今後の活用方法として、流域下水道処理施設への生活排水処理機能の集約化を進めており、それに伴う処理場の新設及び当初計画では流域下水道処理区域以外であった区域の汚水処理のための施設や污泥の広域共同処理施設の新設の際に活用することを計画している。

（対応予定：下水道課）

平成32年度からの公営企業会計の適用に向けて、平成28年度から固定資産の調査・評価作業を実施しており、その過程において整理を進めていく。

（対応予定：下水道課）

平成32年度からの公営企業会計の適用に向けて、平成28年度から固定資産の調査・評価作業を実施しており、その中で土地や建物の未利用や低利用状況を把握し、利活用に向けた検討を進めていく。

（対応予定：下水道課）

人口減少社会における下水道施設のあり方や処理施設等の将来計画を見直し、それによって生ずる未利用地については、引き続き利活用の方策について検討を進めていく。

<p>ただし、当該計画を実行した場合であっても未利用地の全てを活用するには至らないため、引き続き、未利用地の活用方法を検討する必要がある。</p>	
<p>5. 十和田湖特定環境保全公共下水道事業の状況 (2) 計画の策定状況 【指摘事項10】十和田湖特定環境保全公共下水道事業に係る経営計画の策定について(111頁・15頁) 当事業は、毎年度1億円程度の赤字が計上され続け(かつ、将来にわたって継続する)、一般会計からの繰入で賄い続ける状況である。 この状況を打開するためには、①十和田湖の観光施策を振興し、観光客を誘致することで大口先であるホテル・旅館からの有収水量を引き上げる、②使用料単価(特に経営に重要な影響を与える大口先の使用料単価)を見直す、③公共下水道が敷設されている小坂町に一部の負担を求める(現在は小坂町の負担はゼロであり、全て県の負担)などの手法が考えられる。②の使用料単価の見直しについては、これまでも下水道課内では検討がされてきたが、大口先の経営状況も芳しくないこともあり、実現に至っていない。 今後の事業の継続性を図る上で、現実に生じ続け今後も拡大が見込まれる赤字の補填を誰がどのようにして負担するのかを検討するとともに、仮に、今後も継続的に一般会計からの繰入で負担する(つまり、県民全体の税金で賄う)のであれば、十和田湖特定環境保全公共下水道事業の経営計画を策定し、中長期的に、その財政負担がどの程度であるかを明らかにしておく必要がある。</p>	<p>(対応予定：下水道課) 十和田湖特定環境保全公共下水道事業においても、平成32年度からの公営企業会計を適用する方針としたことから、平成32年度中の経営計画策定に向けて、作業を進めていく。</p>

平成27年度包括外部監査(基金の運営と管理に係る財務事務)

<p>事項(報告書・概要書頁) 監査の結果・意見の概要</p>	<p>措置状況：担当課 措 置 の 内 容</p>
<p>2. 基金の財務事務に係る全般的事項 (1) 基金の運用先 【意見2】基金の使用見込みに応じた運用期間の設定について(18頁・2頁) 会計課は、基金所管課から提出される運用計画を元に、全基金分の運用を行う。監査において、すべての基金に係る平成27年度運用計画を確認したところ、「1年を超えた期間運用が可能な額」に記載があったのは、「秋田県地域おこし支援基金」の20百万円、「秋田県中山間地域土地改良施設等保全基金」の790百万円、「秋田県芸術文化振興基金」の260百万円のみであり、当該3基金しか中長期運用を行っていない。 債券ではなく、定期預金で運用することが結果的に合理的な結果を生んでいるわけであるが、同じ定期預金の中でも、1年もの、2年もの、5年ものの順に金利水準が高くなるため、当面使用しない基金は2年以上の運用を行うべきである。 この点、以下の基金については、これまでの使用実績や今後の使用予定に鑑みると、中長期運用が可能と考えられる。</p>	

<p>④ 秋田県美術品取得基金</p> <p>現在、美術品の新規取得を計画しておらず、収集方針に合致した美術品が市場に出回った場合にのみ取得する方針としている。また、収蔵庫の最大保管能力に近い水準まで作品が集まっており、これ以上の大規模な収集は行われない。さらに、過去の取得実績では、取得価額は秋田県立近代美術館設立時に取得した3億円のロダン「青銅時代」を除けば、1億円を超えるものはない。</p> <p>以上により、年間を通して預金として保有する必要がある基金は多く見積もって1億円程度であり、預金5億円のうち4億円は中長期運用が可能と考える。</p>	<p>(対応済み：生涯学習課)</p> <p>平成29年度の運用から、基金総額のうち1億円は1年運用とし、残額は2年運用とした。</p>
<p>3. 各基金に関する事項</p> <p>(8) 秋田県南部老人福祉総合エリア老人専用マンション基金</p> <p>【意見7】老人専用マンションの今後の運営方針について(66頁・6頁)</p> <p>基金条例では基金の用途は入居一時金の還付だけに特定されておらず、入居一時金の還付以外にも老人専用マンションの健全な管理運営のために使用することが可能である。しかし、老人専用マンションの管理運営は指定管理者が行っており、指定管理料は基金からではなく一般会計から支出しているため、現在は入居一時金の還付のみに使用されている状況にある。</p> <p>仮に平成27年7月1日時点ですべての入居者が一斉退去したとしても、必要な還付額は6,116,500円であり、基金残高348,052,350円は入居一時金の還付に必要な額を超えて余りある。そのため、基金の規模と用途が問題となる。</p> <p>近隣に民間の有料老人ホームが設置されたことを受け、入居者数が下落の一途をたどっている現状を踏まえると、今後の老人専用マンションの運営方針を検討すべき時期にきているといえる。施設のあり方を検討した上で、基金をどのように使用するのかを検討することが必要である。</p> <p>(11) 秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金</p> <p>【意見9】基金の設置の意義について(76頁・7頁)</p> <p>昭和50年に設置された本基金は、県として母子・父子・寡婦に対する福祉の増進を目的に、市町村を通じた貸付制度を創設することとし、その貸付資金として設置されたものである。</p> <p>ただし、母子・父子・寡婦に対する住宅整備事業は本来市町村が実施すべき事業と考えられ、貸付実績も減少の一途をたどってきており、利用実績の観点からも、制度として維持する必要性は高いとはいえない。</p> <p>また、制度上の存続意義の観点からも、生活福祉資金は国の補助事業、母子父子寡婦福祉資金は法律に基づいた貸付制度であり、これらを上回る県独自の有利な制度が必要かという観点での議論も必要である。事業として、県が公費を利用して維持すべき融資制度なのかどうかを改めて検討し、その必要性が認められる場合であっても、実績に見合った形でもって基金の縮小を検討すべきである。</p>	<p>(対応中：長寿社会課)</p> <p>老人専用マンションの「施設のあり方」等を検討していく中で、どのように本基金を活用すべきかを検討した結果、平成29年度から現入居者の安全・安心の確保及び新規入居者の確保のための改修・修繕に必要な財源として活用することとした。</p> <p>(対応中：地域・家庭福祉課)</p> <p>ひとり親家庭は、ふたり親家庭と比較すると、貧困率が4倍以上と非常に高く、その生活の安定と向上を図ることは、県の重要施策となっている。このため、平成26年度に「秋田県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、母子・父子世帯と、未就業者の多い寡婦世帯について、重点的な支援を進めていくことにしており、秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金もその中に掲げられた施策の一つである。</p> <p>同基金は、昭和50年度に5千万円の積立額で開始し、昭和58年度には5億円を超える額で運用していたが、昭和59年度に貸付額が償還額を下回ったため、その後は、年度中の償還額から、当該年度の貸付に必要な額を除いた額を一般会計に繰り出すことにより、平成28年度末の基金残高は、1億</p>

(12) 秋田県公的医療機関等設備整備基金

【意見11】連帯保証人及び物的担保について（82頁・8頁）

連帯保証人及び物的担保に関して、平成12年度の包括外部監査報告書で指摘されている。その措置状況が平成19年度の包括外部監査報告書に以下のとおり記載されている。

【平成12年度の指摘・意見に対する平成19年度における措置状況（抜粋）】

平成12年度指摘事項	平成13年度の措置	現在（平成19年度）の状況及び意見
2. 債権保全手続の方法について		
ア 連帯保証人の保証能力を検討する手続を加える必要がある。	検討します。	新規貸付先について連帯保証人を1名から2名にしたが、保証能力を検討する手続は追加されなかった。 【監査の意見】保証人の保証能力確認の実証が困難なため、手続の追加が難しいということだが、今後もその代替手段を検討すべきである。（現在、借入人の財務諸表の確認を行っている。）

置状況（抜粋）】

平成26年度における措置状況に関して検討を行った。

「ア 連帯保証人の保証能力を検討する手続を加える必要がある。」という点は現在も措置されていない。そのため、連帯保証人の保証能力の確認方法に関して引き続き検討することが望まれる。

(16) 秋田県林業開発基金

【意見13】将来の貸付金の回収見込みについて（98頁・10頁）

林業開発基金は、林業公社の財政運営における収支不足（収支赤字）を補填する目的で支出するものであり、いわゆる運転資金の融資である。したがって、将来返済されることを前提とする。

貸付金が回収されないことは基金を毀損することであるため、回収リスクを検討した。

この点、林業公社の第9次長期経営計画における長期収支見込みは71億円のプラスとなっているが、多分に不確実性を伴う内容となっており、貸付期間が45年から50年の長期に及んでいることから、当基金からの貸付金には回収リスクがあるものと考えられる。

林業公社の経営リスクは、県直営で実施した場合の事業リスクと変わらないため、長期収支見通しのとおり事業が進まなければ、貸付債権はいずれ不良債権となり、基金を毀損させる懸念を抱えている。

第三セクター等の経営に関する調査特別委員会の委員会調査報告書でも指摘されているとおり、高金利債務の解消等を引き続き図ることはもちろんのこと、長期収支見通し

円程度にまで縮小している。

同基金は、件数は多くないが、毎年利用実績があり、同種の事業が他に無いことから今後も継続が必要であるが、基金の縮小については、利用実績を勘案しながら、こうした処理を継続しつつ、順次進めていく。

（検討中：医務薬事課）

連帯保証人の保証能力を審査する手続きについては、他の貸付事業の審査事項を参考とし、今後も引き続き検討を進めていく。

（対応中：林業木材産業課）

県議会の「第三セクター等の経営に関する調査特別委員会」、外部有識者による「秋田県林業公社のあり方検討委員会」の提言等において、

- ・当面は林業公社を存続させることが妥当
- ・ただし、今後のリスク変化によっては、林業公社を解散して県が事業主体となるのが適当との判断もあり得る
- ・そのため、今後も定期的な検証と経営改善のための各種見直し等を行うことが必要

とされており、毎年度、林業公社の長期収支見通しについて、木材価格の変動や公社経営に係る国の制度変更等を反映させた見直しを行っている。さらに、平成29年度には第10次長期経営計画を策定することから、これらを踏まえながら、基金のあり方を検討していく。

との乖離状況を常にフォローアップし、法人形態の見直しと併せて、長期的な観点から基金のあり方を検討すべきである。

【意見14】 分収契約期間と貸付期間との不一致について
(98頁・11頁)

この貸付金は、基本的に主伐により投下資本が回収される。

現在、長期伐期施業への転換により、分収契約期間が当初の50年から80年へと延長する契約変更を行い、主伐の時期が先送りになっている。それにもかかわらず、貸付金の償還の据置期間は当初の契約の45年～50年のままとまっている(据置期間後に一括返済)。

伐期の延長に合わせて、貸付金償還の据置期間を延長する必要がある。現在のまま貸付金の償還期限を迎えると、当然、その時点で林業公社には返済余力はないため、不良債権化する。その場合、それを避けるために償還資金の融資(いわゆる折り返し融資)をすることになるであろう。

(17) 秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金

【意見16】 基金の活用について(102頁・11頁)

当基金は平成21年度以降活用されていない。預託残高は185万円(平成26年度末)であり、それらも平成27年度末には全額償還予定である。

県では、平成27年度中に金利を引き下げる等の貸付制度の見直しを含めて有効な活用方法を検討することであり、その結果にもよるが、有効な活用方法が出てこない場合には、基金の縮小・廃止も視野に入れ、基金のあり方を検討すべきである。

(19) 秋田県土地開発基金

【意見17】 土地開発公社への貸付金の回収について
(109頁・12頁)

現在の貸付金残高13,962千円は、土地開発公社が県の事業課との協定に基づき都市計画道路である大浜上新城線用地を先行取得するために融資したものである。現在のところ、当該計画はあまり進んでおらず、県の再取得に至っていない。

土地開発公社の借金(=基金の貸付金)は県の再取得以外には償還原資は無いため、貸付金の回収は、県の意思ひとつで実行可能である。現在のところ同路線は事業化がなされていないため、協定変更により引渡期間を延長しているということであるが、公社からは早期買取りを求められていることもあり、速やかな再取得が求められる。

そもそも土地の取得資金は基金から土地開発公社に既に渡っており、県は追加的に再取得資金を用意する必要がない。基金を取り崩して一般会計繰入を行い、これによって県が同用地を買い取ることによって、基金の貸付金の回収を図ることも可能であるため、検討すべきである。

(20) 秋田県美術品取得基金

【意見20】 美術品取得基金の設置目的について
(115頁・13頁)

(対応予定：林業木材産業課)

林業公社では、平成29年度までに全ての分収契約を変更することを目標に、土地所有者と交渉に取り組んでいる。

現在、変更契約が概ね目標に達しつつあることから、貸付金償還の据置期間延長については、平成29年度に必要な手続きを進めていく。

(対応中：産業政策課)

平成28年4月から貸付利率を0.3%引き下げ1.5%で適用開始し、金融機関等を通じた貸付制度の周知PRに努めたが、平成28年度の利用実績はなかった。

今後も資金需要の状況を踏まえ、新規事業創設を前提に、関係機関と協議し、基金の有効活用について具体的に検討していく。

(対応済み：財産活用課)

秋田県土地開発公社が保有していた大浜上新城線用地は平成29年2月に県が再取得しており、土地開発基金から同公社への貸付金13,962千円については、同年3月に全額が返済されている。

(対応済み：生涯学習課)

平成28年度末に「秋田県美術品取得基金

美術品取得基金の設置目的は、条例において「美術品を円滑かつ効率的に取得し、及び適切に管理し、もつて県民の文化の向上に資するため、秋田県美術品取得基金を設置する」とされている。このうち、「適切に管理」という文言が、美術品の管理を指すのか、美術館の維持管理を含むものなのかについて実際の運用を質問したところ、美術品をよりよい環境で保存するための光熱費、燻蒸費や美術品の修復費用等の他に、秋田県立近代美術館の修繕費にも充てることができる運用になっているとのことであった。なお、この運用はマニュアルや要綱で明文化されているものではなかった。

条例上は「美術品を（中略）適切に管理し」とあるため、美術館の修繕に当該基金を使用することは、目的の範囲を超えた支出となっていた可能性がある。当該支出をする際には、それが目的の範囲に含まれることをなんらか明らかにしておく必要があったと考えられる。

なお、美術館の修繕はある程度計画的に支出できるものと考えられ、美術品取得のような機動性は求められない。他の建物等の修繕と同様に年度の予算措置を経て支出すればよく、基金として保有しておく必要性が乏しいため、本来であれば基金の使用目的に含めるべきではないものと考えられる。

したがって、美術品取得基金の充当の範囲に美術館の維持修繕を含めるべきか否かを、基金の目的に沿って整理し、その取扱いを明文化しておく必要がある。

管理運営要綱」を制定し、基金の使途、美術品の取得及び評価等について定め、基金の使途を「美術品の取得」及び「美術品の修復」と明記した。

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年11月7日

秋田県監査委員 柴田正敏
秋田県監査委員 渡部英治
秋田県監査委員 石塚博史
秋田県監査委員 川村和夫
教総 ー 1554
平成29年10月16日

秋田県監査委員 柴田正敏
秋田県監査委員 渡部英治 様
秋田県監査委員 石塚博史
秋田県監査委員 川村和夫

秋田県教育委員会教育長 米田進

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

※以下別紙のとおり

(別紙)

平成28年度包括外部監査（秋田県の学校教育振興に関する事務について）

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>I 教育庁総務課</p> <p>1. 教育委員会費（教育委員報酬、教育委員会開催経費等）</p> <p>【指摘事項I-1】教育委員会会議録の公表等について（34頁・3頁）</p> <p>平成27年において、教育委員会会議録は開催後概ね2か月以内に公表されていた。ところが、平成28年4月19日以降当該ホームページでの公開が行われていない。今般の地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正の1つとして「会議の透明化」が挙げられている。県においては、これまで会議録をホームページに公表しており、「会議の透明性」の観点からその目的を法改正に先立って実施してきているところであるが、法改正後逆に公開の遅延または非公開とされている。</p> <p>改正法の趣旨に従い速やかに、従来通りの公開をされる必要がある。</p> <p>【意見I-1】教育委員会会議の公表効果の促進について（35頁・3頁）</p> <p>教育委員会の意思決定の過程は、一般に、首長や議会に比べ住民から見えにくいとされており、教育委員会の会議の公開を徹底することが期待されている。会議の公開については、平成13年の地教行法改正により、すべての自治体に義務付けられたが、傍聴者の数が少なく、公開が地域住民の理解に十分に結びついていないのではないかと指摘がされている。これに対応するため、会議開催予定を積極的に広報するとともに、開催時間（夜間開催等）や開催場所について、地域住民ができるだけ傍聴しやすいよう配慮することが求められる。</p> <p>また、住民公聴会の開催や移動教育委員会会議の開催などにより、地域住民の意向把握のための工夫を更に実施することが望まれる。</p> <p>さらに、教育委員自ら資質を高める機会を設けるために、県教育委員と市町村教育委員との情報交換・研究協議の場が確保されるよう、更なる積極的対応が望まれる。</p> <p>【意見I-2】教科書採択の公正確保について（36頁・3頁）</p> <p>他県でも同様の事例は多発しているが、県においても教科書会社が検定中の教科書を教員に閲覧させる等の問題が生じている。報道によれば、県内で30人の現職教員が4社の教科書を閲覧し、うち25人の現金の授受が確認されている。</p> <p>今後も事前のリスク回避策を講ずることが望まれる。</p> <p>2. 事務局管理費</p> <p>【指摘事項I-2】業務委託契約書の改善について（38頁・4頁）</p> <p>「学校ネットパトロール業務委託契約書」の記載事項に</p>	<p>（対応済み：教育庁総務課）</p> <p>公開の遅延のあった教育委員会会議録については、平成29年1月4日に公開している。</p> <p>その後の開催に係るものについては、従前どおり開催後概ね2か月以内に公開している。</p> <p>（検討中：教育庁総務課）</p> <p>会議開催予定については、これまでも県公報への掲載をはじめ、報道機関への情報提供や教育委員会のホームページへの掲載など、地域住民がより傍聴しやすいように周知を行ってきた。</p> <p>開催時間（夜間開催等）や開催場所については、他県の状況や教育委員の意見を伺いながら、実施が可能かどうか検討中である。</p> <p>また、教育委員が学校訪問を行う際に、市町村教育委員との情報交換・協議の場が設けられないか検討を行っている。なお、移動教育委員会の実施については、平成29年中の実施を目途に検討中である。</p> <p>（対応済み：教育庁総務課）</p> <p>採択希望教科書の決定については、公正確保に努めるとともに教科書発行者の宣伝行為等によって左右されることのないよう、各県立学校及び各教育事務所に対し再発防止の徹底を図る通知を行った。</p> <p>（対応困難：教育庁総務課）</p> <p>学校ネットパトロール事業は、平成28年度をもって終了した。</p>

ついて以下の点を改善する必要がある。

① 第13条（著作権等の取扱）については、著作権その他の権利が生じたときには、甲（貴県）に移転しなければならないとされているが、著作権のうち著作権者人格権については、一身専属的権利であることから、移転することはできない。これについては、「著作権その他の権利（著作権者人格権を除く。）が生じたときは、…」とすべきである。

② 合意管轄の規定が含まれていない。「甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときには、秋田地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。」と記載すべきである。

なお、これらは、他の契約書についても留意すべき事項である。

【意見 I - 3】学力と家庭環境との関係の調査について (39頁・4頁)

平成28年の「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）の結果が発表され、県は昨年まで9回連続で最上位級の成績を残してきた。小学校の国語Aと算数A、Bで石川県にトップを譲ったものの、小中の全科目で上位を維持している。そのため、全国各地から秋田県の教育方法を学ぼうと学校関係者が訪れているのは周知のとおりである。

これに対して、毎年、実施される全国学力テストでは、秋田県は良い結果を残しているが、大学進学率の向上に結び付いていないという意見も各所から見られる。一方、これに対して、県は「受験学力にとどまらない、真の学力向上」を強調している。

県としては、経済格差と教育格差が注目されていることもあり、各種先行研究事例等を参考として、政策の妥当性を担保するために長期に渡る科学的な研究を詳細に行い、その結果をより効果的な施策に役立てるべきである。

3. 私立学校運営費補助金

【意見 I - 4】魅力アップ補助の内容及び効果の公表について (42頁・5頁)

秋田県内の私立学校（高等学校）の入学者が減少し続ける中で、魅力アップ補助は少ないながら継続して実施されてきた。しかしその内容については、一部各交付先の事業報告等に含まれるものの、交付主体つまり県によるホームページ等による公表も行われていない。

本事業は一定の評価がされる事業であることから、積極的に内容を公表するとともに、当該事業の成果についても評価を行うことが透明性の観点から必要である。

【意見 I - 5】私立学校運営費補助金交付要領等の見直しについて (42頁・5頁)

当該補助金の支出根拠は直接的には「私立学校運営費補助金交付要領」（以下、「要領」という。）が根拠となる。

補助金である以上、一般的に交付先が当該要領の趣旨に反する使用を行うリスクは常に存在する。これに対して、当該要領においては、補助金の減額等の規定（第1章第7）が定められているのみで、趣旨に反する使用をされた場合の返還規定が定められていない。

なお、今後、他の業務委託について著作権が生じるような場合は、指摘に則った規定を契約書に設けていく。合意管轄の規定についても、原則として規定していく。

（対応困難：教育庁総務課）

各家庭の経済状況の把握は困難であるが、平成19年度から検証改善委員会を立ち上げ、課題の改善状況や、新たに明らかになった課題等について詳細な分析を進めている。

少人数学習推進事業、県独自の学習状況調査等、これまでの施策・事業の方向性や有効性については一定の成果があったものと評価をしている。

なお、高校段階での学習理解に関する現状、学習意欲、進路志望等を把握し、高校教育の質の保証を図ることを目的に平成28年度から「秋田県学力・学習状況調査」を実施し、生徒の学力向上に生かしている。

（対応予定：教育庁総務課）

平成28年度実績分については、平成29年12月を目途に、県のホームページで実施校や実施内容について公表する予定であり、以後も各年度の事業終了後、速やかに公表することとする。

当該事業の評価については、施策評価制度の事業評価により、毎年度公表している。

（対応困難：教育庁総務課）

返還命令及び調査権限については、法及び県財務規則に規定されており、教育庁総務課補助金交付要綱及び私立学校運営費補助金交付要領に重ねて規定することは不要と考える。

交付要領等では返還規定を含めるのが一般的であり、県においても同様の対応がなされることが望まれる。

また、当該返還規定を担保するためにも、財務書類等の調査権限を付与することも検討されたい。

4. 教育助成費（育英事業助成費）

【意見Ⅰ－6】学生寮の運営について（44頁・5頁）

現在、学生寮（東京寮及びビューリー千秋）の運営は、秋田県育英会が行っているが、女子寮であるビューリー千秋については80人の定員のうち平成27年度の利用者は37人と半分以下にとどまっている。

利用率が低い理由としては、アルバイトやゼミ、サークル活動が活発となる3年生以降の退寮者が多いことや、修学期間が2年間の短大生がいること、川崎市ということとで都心から離れているイメージがあることも原因の一つであるとのことである。

地方から出てくる学生は、単に勉学のために大学への往復をするだけでなく、安全で、楽しい学生生活を望むはずである。実際、当該地域は決して不人気となるような地域ではなく、施設自体の住環境や賃料も望ましい形と言える。むしろ、生活のしやすさ等のアピール度を高めることで、課題は解消に向かうのではないかと考えられる。

秋田県育英会のホームページの改善を図るとともに、県と協調して広報活動を広く行い、改善すべき点があれば速やかに改善する等により、貴重な資産の利用効率を高める努力を続けることが望まれる。

（対応予定：教育庁総務課）

各寮での生活の様子等は、これまでも育英会のホームページでアピールしてきたところであるが、女子寮については所在地である武蔵小杉の街の様子を伝えられるような写真を掲載する等の工夫を、平成29年中に行う。また、県のホームページから直接寮のページが見られるようリンクを設け、利便性の向上を図る。

各寮では、通年で見学者への対応をしているが、新たに県人会のSNSを活用して募集案内を行う等、新たな取組を実施する予定である。

Ⅱ 義務教育課

1. 学校事務センター支援事業

【意見Ⅱ－1】センターの縮小と今後の対応について（54頁・6頁）

本事業は、事務の効率化と事務職員のスキルアップを図るとともに職員数の縮減を進めるため、小規模の学校を対象として一定地域内で拠点校を定めて事務職員を集中配置するものであるが、市町村合併後の学校統廃合によりセンターの解消が相次いだことから、今後センターの新規拡充は原則として行わないこととしている（平成28年度は11地区）。

一方、現状ではセンターと学校事務の共同実施という2つ仕組みが存在しているが、今後センターの縮小さらには廃止が予想される状況においては、費用や執行体制というセンターのメリットやノウハウをいかにして学校事務の共同実施に組み込むかがポイントとなる。

このことについては、センターに配置されている統括事務長が学校事務の共同実施の研修会にアドバイザーとして参加しているほか、実際に共同実施に加わって活動しているセンターもあり、また、センターで培ったノウハウを学校事務の共同実施に取り入れつつ、学校事務の共同実施を円滑に行うため、統括事務長に代わる新たな職の設置等について検討を進めているとのことである。

以上の対応も含め県においては、センターの縮小が進む可能性がある中で、そのメリットやノウハウをどのように活用していくかについて十分留意していく必要がある。

（対応済み：義務教育課）

統括事務長会議や統括事務長研修会を毎年開催し、センター化の成果や課題についての検証を行っているほか、学校事務センター実践事例集を作成し、共同実施にも活用している。

また、統括事務長が共同実施の研修会や小中学校事務職員の研修会に参加して事務職員や市町村教育委員会職員等と情報交換し、センターで培ったノウハウを共同実施に取り入れるように努めている。

今後も、効率的・効果的な学校運営のため、事務処理体制の強化を図っていく。

2. 不登校・いじめ問題等対策事業

【意見Ⅱ－2】スクールカウンセラーの配置と留意点について（59頁・6頁）

本事業は、悩みや不安を抱えた児童生徒等に対して適切な支援ができるよう、地域や学校の実情に応じてスクールカウンセラー（以下「SC」という。）や心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー等を配置する事業である。

生徒数合計と配置校数のバランスにばらつきがみられるなか、配置中学校区内の各小学校に対して、同水準のサービスを提供していくことについては、今後も十分に配慮していく必要がある。この点、たとえば、県内の臨床心理士の数が少ないため配置校数を増やすことは困難な状況であることから、SC配置校に対しては、学区内の小学校での活用も含め、SCの効果的な活用を要請している。

このような要請は必要なことではあるが、これら関係者に過度の負担を強いることのないよう十分に配慮することが重要である。広域カウンセラーやSCについては、非常勤職員としての立場上、得られる報酬と実施すべき業務との間のバランスが適切かどうかについては、今後も、学校だけではなく、県教育委員会も十分に留意しておく必要がある。

3. 学校アシスタント配置事業

【意見Ⅱ－3】学校生活適応支援員の配置基準について（65頁・7頁）

本事業は、小1プロブレムの発生を未然に防止し、小学校生活への適応や望ましい学習集団の形成を図るため、各市町村立小学校に非常勤職員である学校生活適応支援員を配置して、学級担任をアシストするものである。県の財政状況を踏まえると、学校生活適応支援員の人数に上限を設定することはやむを得ず、その場合に優先順位を付けることもやむを得ないと考える。ただし、優先順位を付けるにあたってはその基準をあらかじめ明確にしておく必要があるが、平成28年度学校アシスタント配置事業実施要項を見る限りではそのことが明確になっているとは言い難い。

学校アシスタント配置事業は平成27年度から開始された事業であり、今後、様々な見直しが行なわれるものと思われるが、現状においては、配置校の選定基準の明確化を図ることが必要と思われる。

4. 少人数学習推進事業（小学校）

【意見Ⅱ－4】30人程度学級の実施について（73頁・7頁）

秋田県はこれまで、1クラスの人数を40人程度から30人程度へと少なくする「少人数学級」と、20人程度の学習集団による「少人数授業」を柱とした少人数学習推進事業を推進している。県内の平成27年5月1日時点の公立小学校212校について、学年ごとにより一クラスあたりの児童数を算出したところ、一クラスあたりの児童数が33人以上となっている（6年生は除く）小学校が65校106学年存在している。一クラスあたりの児童数が33人以上となっている学年があ

（対応済み：義務教育課）

スクールカウンセラーの配置計画を立てる際は、秋田県臨床心理士会の協力を得つつ、各カウンセラーの事情を考慮しながら配置校や配置時間を決定している。

スクールカウンセラーの勤務状況については、月々の勤務状況整理簿により、学校だけでなく、市町村教育委員会、各教育事務所も把握している。

義務教育課では、スクールカウンセラー連絡協議会や中間期の勤務実績報告等で勤務状況を把握し、適切な勤務管理に努めている。

（対応済み：義務教育課）

学校アシスタントの配置基準は、3月1日時点における翌年度の第1学年の児童数見込みが1学級30～32人の小学校と明確に定めている。

ただし、対象校が学校アシスタント配置予定数の上限を超えた場合は、市町村教育委員会と協議しながら対象校を決定している。

今後も、適正な配置に努めていく。

（対応済み：義務教育課）

30人程度の学級編制をするために、配置基準により学級増となる場合には、常勤講師を配置している。また、1、2年生については、学級増の基準には満たない場合であっても、少人数指導等を行うために非常勤講師を配置する場合もある。これらの配置により、国の基準より少ない児童数での学級編制を実現している。

今後も、児童が充実した学校生活を送る

<p>るのは、これらが「1学級増としたとき、25人以上の学級を含む学年は学級増とする」という基準に合致しないためである。少人数学習推進事業についてはこれまで十分な成果をあげていると考えるが、30人程度学級の実現に関しては、上記の状況を見る限り、更なる改善の余地があると考ええる。</p> <p>5. 少人数学習推進事業（中学校）</p> <p>【意見Ⅱ－5】30人程度学級の実施（中学校）について（74頁・7頁）</p> <p>本事業では、少人数学習を実施するために非常勤講師を配置する事業を行っている。県内の平成27年5月1日時点の公立中学校117校について、学年ごとにクラスあたりの生徒数を算出すると、26校32学年のクラスあたりの生徒数が34人以上となっている。クラスあたりの生徒数が34人以上となっている学年があるのは、これらが「1学級増としたとき、25人以上の学級を含む学年は学級増とする」という基準に合致しないためである。県においては、公立中学校に関しても、少人数学習推進事業は十分な成果をあげていると考えるが、30人程度学級の実現に関しては、上記の状況を見る限り、更なる改善の余地があると考ええる。</p>	<p>ことができるように、配置基準の改善等を図っていく。</p> <p>（対応済み：義務教育課）</p> <p>30人程度の学級編制をするために、配置基準により学級増となる場合には、常勤講師、非常勤講師を配置している。また、1年生については、学級増の基準には満たない場合であっても、少人数指導等を行うために非常勤講師を配置する場合もある。これらの配置により、国の基準より少ない生徒数での学級編制を実現している。</p> <p>今後も、生徒が充実した学校生活を送ることができるように、配置基準の改善等を図っていく。</p>
<p>Ⅲ 高校教育課</p> <p>1. 高等学校運営費</p> <p>【指摘事項Ⅲ－1】委託業務の報告書等の未提出や不備について（78頁・8頁）</p> <p>今回の監査で閲覧した委託契約に関する書類において以下の不備があった。</p> <p>A L S O K秋田株式会社との県立学校警備委託契約では、委託先は業務計画書や業務責任者通知書、委託業務完了届などの書類を県に提出することとなっているが、業務担当者の経歴書の一部（業務実施体制のうちガードセンター担当者分）と毎月の警備報告書の一部（異常等がなかった日分）が未提出であった。</p> <p>青森総合警備保障株式会社やセコム株式会社との県立学校警備委託では実施体制・組織図、担当者の経歴書が提出されていなかった。</p> <p>明德館ビル清掃業務委託契約では、定期清掃として、床面清掃・ワックスがけを年3回、カーペットクリーニングを年1回、窓ガラスの清掃を年2回実施することとなっているが、提出された清掃管理日報では定期清掃の欄に実施の記録がなかった。別途、定期清掃の作業実施報告書は提出されているが、実施状況を示す写真の一部が2回にわたり重複して使用されていた。また、清掃管理日報では特記仕様書で記載が求められている業務人数や開始・終了の時間についての記載もなかった。</p> <p>県は、委託先が業務実施の体制を整えていることを事前に把握するとともに、仕様書に沿って業務が適正に行われたことを確認する必要があるとあり、委託先に対して、経歴書や報告書など、仕様書で定められている書類を正しく作成し、漏れなく提出するように求めるべきである。</p> <p>【指摘事項Ⅲ－2】県立学校警備委託に係る窃盗事件への対</p>	<p>（対応済み：高校教育課）</p> <p>平成28年度においては契約書及び仕様書に基づき受領した関係書類が適切であることを確認しており、業務内容についても実施報告書等により確認を行っている。</p> <p>（対応済み：高校教育課）</p>

応について (79頁・8頁)

平成27年度に県立学校警備委託の委託先の一つであるALSOK秋田株式会社の警備担当者による窃盗事件が発生しているが、その後の県の対応についてはいくつかの疑問が生じてくる。具体的には、平成27年度の契約は継続され、問題なく履行されたとして契約金額が支払われていること、平成28年度も同社と単独随意契約が締結されていることなどである。

本来、事件発生後、同社から再発防止策の文書が高校教育課に提出されていることから、再発防止策が実際に行われているかどうか、組織全体に適用される仕組みとなっているか、新たな不祥事は生じていないかなどについて確認をする必要がある。

また、平成27年度の契約の履行確認時及び平成28年度の契約締結時に、今回の事件の概要や経緯とともに、再発防止策の実施状況の確認結果などを記録し、契約が適正に履行されたこと、あるいは引き続き契約しても問題がないことなどについて、県としての判断を説明しておくべきである。

県は委託業務に係る不祥事等が発生した場合はそれを踏まえた適切な対応を行う必要がある。

【意見Ⅲ－1】学校再配当の経常経費予算について
(80頁・9頁)

高校教育課は、各学校のニーズに対して、一定程度公平に予算を再配当できているかどうかについて、常に留意する必要がある。各学校の状況の変化に伴う経常的な必要額の変化に対して特別経費で対応するのではなく、経常経費の見直しで対応できるようにすることが重要である。これまでは各校から提出された決算調書を分析等で利用されていないようであるが、今後は予算資料や決算調書のデータを活用して、予算と決算の乖離状況や学校間の差、それらの経年的な傾向などを分析したり、各校の事情を個別に確認するなどの作業を行っていくことが求められる。前年度ベースの予算編成を継続するにしても、予算決算の分析結果などを十分に踏まえ、より一層、公平性に留意した経常経費の再配当となるように継続的に取り組んでいく必要がある。

【意見Ⅲ－2】学校再配当の特別経費について
(84頁・9頁)

特別経費は、毎年度の執行額に大きな変動があったり、不測の事態により必要となる経費を経常経費予算の中で区別して予算配当しているものである。今回の監査では、高校48校から高校教育課に提出された決算調書により、特別経費の執行状況を確認したが、一部で特別経費の対象となる事項とは異なる計上が認められた。

今後、特別経費の趣旨や経常経費との違い、これまでの執行の実態、各学校のニーズなどを確認した上で、各校間の予算再調整や補正予算による対応可能性を含めて検討し、特別経費の対象範囲の設定と予算再配当の運用などを見直す必要がある。

事件の発生を受け、委託業者においては社内におけるチェック体制の強化、個別面談等による身上把握などの厳正な人事管理が行われている。また、当該校における警報機器も更新されており、その後問題なく業務が行われていることから、平成28年度の契約を締結した。

今後、委託業者において不祥事等が発生した場合には、事実確認を十分に行った上で必要な措置を講じていきたい。

(対応済み：高校教育課)

決算調書の作成の時期が次年度の5月頃となるため、前年度の決算を当初予算編成に反映させることは困難であるが、経年的な傾向の分析を十分に行い、各校のニーズも十分に考慮した上で、公平な再配当となるよう継続的に取り組んでいく。

(対応予定：高校教育課)

特別経費は、緊急又は不測の事態により必要となる経費として追加配当しているものである。

平成30年度当初予算編成時には、特別経費の対象範囲を見直すとともに、各校からの要望については緊急性などを十分に精査した上で、特別経費の性質を逸脱しないように考慮しながら、予算配当を行っていきたい。

【意見Ⅲ－３】私費会計負担軽減修繕の項目設定について
(86頁・9頁)

各学校に再配当される高等学校運営費の一般需用費・修繕料の中に「私費会計負担軽減修繕」という項目が設定されているが、当該項目の内容は他の通常の修繕と変わりはなく、また、他の修繕項目でも特別経費が計上されているため、特別経費による修繕の項目でもない。さらに、本来私費会計が負担すべき修繕といった誤解を生じかねない項目名である。したがって、他と区別して本項目を共通して設定する必要はないと考えられるため、適宜、見直す必要がある。

【意見Ⅲ－４】各学校における予算執行の経済性について
(86頁・9頁)

高等学校運営費は16億円を超えるまとまった金額であり、その執行に当たっては経済性に十分留意する必要がある。

各校の経費の執行状況を全体的に見て分析できるのは高校教育課だけであることから、十分に執行状況を分析し、さらに分析結果を十分に踏まえ、各校の状況に応じた経費削減等に向けて指導や助言あるいは対策を行っていく必要がある。

また、高校教育課からの周知や指導も必要ではあるが、各学校や各教職員が経費節減に向けて主体的に取り組むことを促すような仕組みも考える必要がある。

【意見Ⅲ－５】県立学校警備委託の長期継続契約について
(90頁・9頁)

県立学校警備委託では、地方自治法施行令第167条の17、及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づき、長期継続契約を適用している。

一方、平成19年3月15日付の総務企画部長・出納局長通知「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」では、役務の提供を受ける契約の契約期間は原則として1年とするとされている。

県立学校警備委託もこの原則に沿って1年としているが、機械警備のために特定の業者と毎年度単独随意契約を締結せざるを得ない状況では、受注機会の均等や実質的に業者間の競争性の確保は難しい。単独随意契約にあたっては、改めて経済性の観点から1年間の契約とするか複数年の契約とするかについて検討することが望ましい。

2. 地域生徒指導推進事業

【指摘事項Ⅲ－３】事務局校への予算再配当について
(91頁・10頁)

本事業の予算は、9つの地域生徒指導研究推進協議会（以下、「協議会」という。）に対して直接支出するのではなく、各協議会の事務局を行っている高校（以下、「事務局校」という。）に対して再配当し、執行する形をとっている。

事務局校であるかどうかを問わず、協議会としての活動は一体的なものであり、地域生徒指導の活動を推進するという本事業の目的を効果的、効率的に達成するためには、

（対応済み：高校教育課）

平成29年度から名称を「修繕要望」と変更し、小破修繕と区別して予算配当を行っている。

（対応済み：高校教育課）

各学校の予算執行については、事務職員に限らず、校長、副校長、教頭といった管理職の会議で効果と経済性に留意するよう伝達している。

厳しい財政状況の中で経費削減を行いながら、真に必要な経費は確保しつつ、各校において特色ある学校づくりができるように主体的、裁量的な部分も取り入れていくようにこれまで以上に指導していく。

（対応困難：高校教育課）

機械警備については、学校建設時の入札によって契約業者を選定している。一定期間経過後に設置済機器等を撤去し、新たに設置する運用では、更新時に多額の経費を要することになるため、設置済機器等を継続使用し、現契約者と再契約することが経済的であると考えている。

また、複数年契約とした場合には、人件費の実状などが反映されにくいと考えられるため、単年契約としている。

（検討中：高校教育課）

本事業の目的を効果的、効率的に達成するために、事務局校に対する再配当又は協議会に対する補助金といった予算措置の在り方について、支出方法を含めて検討していきたい。

本来、協議会に対して支出すべきである。現状の仕組みは実態に即していないため、高校教育課としては支出先などについて見直す必要がある。

3. 高校未来創造支援事業

【意見Ⅲ－6】予備校の講師派遣委託について (95頁・10頁)

県は、地域医療を支えるドクター育成事業や確かな学力育成推進事業における、メディカルセミナー、数学・英語・理科ハイレベル思考力養成セミナー、進学コース別ハイレベル講座の実施に当たって、大手予備校から講師を招聘している。

いずれも単独随意契約である。単独随意契約により継続して同じ予備校から講師を派遣してもらい、県内の受験事情や経年的な傾向を踏まえて指導してもらい、メリットは理解できるが、大手予備校あるいはその中でも校舎や講師によって指導に特徴があると考えられるため、たとえば、数年に1回は他の予備校からも講師や授業に関する提案書を提出させ、内容を比較検討したうえで、随意契約を結ぶなど、契約先や業務内容が固定的にならないように注意することが重要である。

【意見Ⅲ－7】事業への参加状況の分析と対応について (96頁・10頁)

高校未来創造支援事業の各事業がねらいどおりの成果をあげるためには、生徒や教員の事業に対する積極的な参加が前提となる。そのため、まず各事業でどの程度の学校や生徒、教員の参加を目指すかについて参加校数や参加者数の目標を設定し、そのうえで、その目標に対して毎年度の実績を評価分析し、それを踏まえて翌年度以降の参加対象範囲や募集方法、事業の内容などを改善していくことが重要である。事業への参加状況の分析と対応について、より一層きめ細かく行っていくことが望ましい。

【意見Ⅲ－8】学校別政策経費予算の執行状況の把握について (99頁・11頁)

高校生未来創造支援事業の予算は、下位の事業についてまで個々の予算の積み上げが行われているが、決算額についてはキャリア教育総合推進事業、地域医療を支えるドクター育成事業、確かな学力育成推進事業の3つの事業までの把握にとどまっている。高校では、財務会計システム以外に手元の資料として事業別の再配当予算とその執行状況がわかるように記録している例も見られた。事業別の執行額の集計や報告が各学校の事務負担とならないように留意しつつ、事業別の執行額を正確に把握していく必要がある。

4. 「未来のあきたを創る」人材育成事業

【意見Ⅲ－9】キャリア教育総合推進事業の活用について (101頁・11頁)

本事業はキャリアアドバイザーや就職支援員といった人を配置して、キャリア教育の推進や進学・就職の支援を行

(対応予定：高校教育課)

予備校に業務を委託する際のプロポーザルの在り方（参加資格、審査項目、評価基準等）について、平成29年度中に検討することとしている。

(対応中：高校教育課)

例えば、将来設計ガイダンスについては、初年度の開催である平成25年度は107名の高校生が参加していたが、平成28年度は70名まで減少しており、参加者の減少傾向が続いている。このことから平成29年度は各校のキャリア教育担当教員等から構成される実行委員を15名から20名に増やしており、実行委員の所属している高校からも多くの参加者を募っている。このような組織的かつ計画的な取組を他の事業でも実行することで事業の充実を図りたいと考えている。

(対応予定：高校教育課)

各学校が毎年作成する決算調書及び決算見込調書の様式を改め、平成29年度から3つの事業を構成する個々の事業の執行状況を把握できる集計とする予定である。

(対応済み：高校教育課)

キャリアアドバイザー等の配置校であっても、キャリア教育総合推進事業への参加者数が少ない高校があることから、キャリ

うものである。

キャリアアドバイザーや就職支援員を配置している学校でも10事業中2事業のみの参加が2校、3事業のみの参加が7校あることを考えると、必ずしもキャリアアドバイザーや就職支援員の配置がキャリア教育関連の事業の活用につながっていない面も見られることに注意する必要がある。今後、事業への参加の少ない学校の事情を確認するなど、状況の確認は必要である。その結果を踏まえて、メニューの提供と人の配置が一体となって効果的なキャリア教育推進や進学・就職支援となるように、引き続き必要な措置をとっていくことが求められる。

【意見Ⅲ-10】 県内就職率について (102頁・11頁)

本事業の就職支援員配置の目的は、県内企業の求人を掘り起こすとともに生徒や保護者等にその情報を提供することなどの就職の支援であるが、県内就職率は目標を下回っているため、その達成に向けて積極的に取り組む必要がある。また、県内就職率がなかなか上昇しないのであれば、その理由を分析するとともに、従来とは異なる領域の求人を開拓したり、情報提供の方法を変えるなど、試行錯誤を続ける必要がある。

大学卒業後の県内への就職についても県内就職率の向上と同様の効果が得られるはずであるため、可能な範囲で関連のデータを収集・分析し、キャリアアドバイザー等の取組に生かしていくことも必要である。

5. あきた発！英語コミュニケーション能力育成事業

【意見Ⅲ-11】 事業への参加状況の分析と対応について (106頁・12頁)

本事業はグローバル社会に必要な英語によるコミュニケーション能力を身に付けた人材を育成することが目的であるが、各事業がねらいどおりの成果をあげるためには、生徒や教員の事業に対する積極的な参加が前提となる。そのため、まず各事業でどの程度の学校や生徒、教員の参加を目指すかについて参加校数や参加者数の目標を設定し、そのうえで、その目標に対して毎年度の実績を評価し、分析していくことが重要である。より一層きめ細かな事業への参加状況の分析と対応が望ましい。

【意見Ⅲ-12】 学校別政策経費予算の執行状況の把握について (107頁・12頁)

政策経費予算の執行額は、小中高授業改善推進事業、教

育アドバイザー等には積極的に当該事業への生徒の参加を促すように指導している。

参加者の増加につながるよう、様々な要因をしっかりと分析し、今後も必要な措置を講じていきたい。

(対応中：高校教育課)

平成28年度の県内就職率は65.2% (学校基本調査) となっており、経済の回復基調により全国的に有効求人倍率が高水準で推移し、労働力不足が顕在化している中で人材獲得競争が激化していることにより、目標値である72%には及ばなかった。

しかし、平成27年度比で見ると0.4ポイントの増となっており、知事、労働局長、教育長による経済団体への早期求人要請により地元企業の求人票提出時期が早まったことと、就職支援員・キャリアアドバイザーによる求人開拓、生徒や保護者に対する地元企業の情報提供、県内就職を促す指導等により、9月時点での県内就職希望者が増加し、結果として県内就職率の増加につながったものと考えている。

キャリアアドバイザーは、業務の一環として、県内各企業から大卒求人状況等も含めた情報を収集している。今後も県内就職率向上に向けた取組をより一層充実させるため、今後は、その情報が各高校に有効に活用されるよう、情報提供の在り方を検討していきたい。

(対応中：高校教育課)

児童生徒及び教員に対し、様々な広報手段を用いて各事業への積極的な参加等について呼びかけを行っている。しかしながら、十分な参加にはなっていない事業もあるため、その成果と課題を詳細に分析し、新たに数値目標の設定を行うことを検討中である。

(対応予定：高校教育課)

各学校が毎年作成する決算調書及び決算見込調書の様式を改め、平成29年度から3

員の授業力向上推進事業、英語を学ぶ環境整備事業の3区分までの把握にとどまり、それよりも下位の事業や取組等に関する決算額は把握できていない。政策経費の事業を取りまとめる高校教育課としては各事業の執行額を正確に把握する必要がある。事業ごとに、当初予算が妥当であったか、執行率はどうか、不用額が生じていないかなどを確認し、翌年度以降の予算編成に反映させる必要がある。

【意見Ⅲ-13】指標の取り扱いについて（107頁・12頁）

基本計画を踏まえて具体的な方向性を示した「あきた発！英語コミュニケーション能力育成事業アクションプラン」は平成29年度が最終年度となるため、現在、これまでの振り返りが行われている。全体的に比較的順調に進捗したようであるが、次のアクションプランに向けては、限られた予算の中で、より一層効果的、効率的に目指す方向への推進や目標の達成を図ることができるように、推進指標や目標管理指標についても、それぞれの指標の持つ特性や目標達成の意味を十分に検討した上で目標を設定し、効果的に取り組みを行うことが大切である。

6. スーパーグローバルハイスクール事業

【意見Ⅲ-14】事業のトータルコストの把握について（112頁・12頁）

秋田南高校では、スーパーグローバルハイスクール事業の支出の一部が政策経費としての本事業ではなく、高等学校運営費の特別経費として計上されていた。国との委託契約に関連した支出を特定し、国への請求額を把握する意味では正しい処理であるが、事業に係る実際のコストが決算額として表れていないこととなる。

各事業の実績や成果を評価するうえでコストの正確な把握は不可欠である。国への請求額とは別に事業のトータルコストを把握するか、あるいはスーパーグローバルハイスクール事業を県の一般財源も含んだ形で執行するなど、工夫の余地がある。

7. 高等学校学習環境等整備事業

【指摘事項Ⅲ-4】契約先からの報告について（114頁・13頁）

県は東日本電信電話株式会社と県立学校学習ネットワークシステムセンターサービスシステムに関する契約を締結しているが、平成27年7月から9月の3か月分は通常の報告書式とは異なり、限定された情報のみの報告となっていた。当該3か月分については仕様書どおりのサービスが提供されたことを示す報告が十分に文書化されておらず、県は契約の履行を確認する十分な根拠を受領していないことになる。契約先としては通常の集計情報を取得できない事情はあったとしても、県は履行確認に資する代替の情報や文書を提出を求めるべきである。

【意見Ⅲ-15】保守業務委託の対象サーバについて（115頁・13頁）

県立学校学習ネットワークシステムサーバ保守業務委託では、各高校にあるサーバの運用サポートや障害対応など

つの事業を構成する個々の事業まで執行状況を把握し、予算編成に活用する予定である。

（対応中：高校教育課）

平成29年度現在、本県の現状及び新学習指導要領の趣旨を踏まえた新しいアクションプランの作成に向け検討中である。既存の事業の精選を図るとともに、教員の指導力向上及び児童生徒にとって魅力があり、英語コミュニケーション能力を育成できる新規事業を開発し、グローバル社会で活躍できる人材の育成を目指している。

（対応済み：高校教育課）

スーパーグローバルハイスクール事業関連経費であっても、国からの受託事業として計上できるのは、委託契約期間内に実施するものに限られるものであり、契約期間外の経費を決算額に含めることはできないものであるが、高等学校運営費で執行した契約期間外の経費も含めて、スーパーグローバルハイスクール事業のトータルコストとして把握している。

（対応困難：高校教育課）

平成27年7月から9月までの3か月間については、東日本電信電話株式会社側の都合により、報告書の内容が一部欠落していた。履行確認に資する代替の情報や文書の提出は不可能なのかを確認したが、3か月間の集計情報については既に消失しており、改めて報告させるのは困難である。

セキュリティ上の問題はなかったが、今後はこのようなことが生じないよう、適正な契約履行を求め、確認を行っていく。

（対応中：高校教育課）

各県立学校で使用している学習ネットワークサーバの多くが平成21年度に購入したものであり、老朽化により障害の多発や、

の保守業務を外部に委託している。ほとんどの学校は業務サーバ1台と学習サーバ1台の計2台であるが、湯沢翔北高校では2高校の統合の際にサーバを引き継いだため2台ずつの計4台となっている。但し、湯沢翔北高校が他校に比べてデータ量が突出して多いとは考えにくい。今後、各学校のサーバの更新などの際には、サーバの配置について、システムの効果的な運用だけでなく、公平性や経済性の観点からも十分に検討することが望ましい。

【意見Ⅲ-16】パソコン等の整備・更新計画の策定について（115頁・13頁）

県立学校ICT活用推進事業では高校の情報教室等のパソコンの整備や更新を行っているが、実際の整備・更新については高校教育課が要求したとおりには実施できていない。その理由としては予算上の制約以外にも予算要求の資料自体やその根拠の示し方にも課題があるように思われる。単に単年度ごとの予算要求資料ではなく、各校の利用実態やニーズ、そしてあるべき姿を踏まえて、中長期的な視点から最低限整備しなければならない内容と時期を定めた計画を策定することが不可欠であると考えられる。

【意見Ⅲ-17】事業のトータルコストの把握について（116頁・13頁）

県立学校ICT活用推進事業の平成27年度の決算額は66,402千円であるが、県立学校学習ネットワークシステムの運用上必要な通信料である「県立学校学習ネットワークフレッツVPN利用料」は、この事業とは別に高等学校運営費の経常経費として計上されており、これを加えると決算額は76,848千円となる。

特に政策経費の場合、その実績や成果を評価する上で、コストの正確な把握は重要となるため、同じ政策目的を達成するために支出される経費についてはできるだけまとめ、事業のトータルコストが正確にわかりやすく表示されるようにすることが望ましい。

8-3. 学校徴収金等について

【指摘事項Ⅲ-5】学校徴収金に関する不正と今後の対策について（124頁・14頁）

秋田県教育委員会は、それまでに発生していた職員による不正に対処するため、平成20年に「県立学校私費会計事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）を作成したが、それ以降も平成28年11月の事例等、職員による不正事例が複数発生している。今回の事故を受け、県教育委員会としては、すべての高等学校に対して、事務処理基準の徹底を再度指示することが必要である。具体的には、現金で収受した場合速やかに口座に入金することを徹底させること、さらに鍵の保管を徹底させること、一時的にでも現金で保管する場合保管の在り方を厳格に決めることなどを確認する必要がある。さらに、学校徴収金では、通常それぞれの会計について担当者1人が管理しているため内部けん制が働いていないので、内部統制を機能させるためにも会計責任者等による管理を徹底することが必要となる。なお、今回の事件発生後に、高校教育課は、2つの通知（平

交換部品の調達が困難となっている。そのため、平成29年度中に県内57校の業務系サーバを更新するほか、次年度も学習系サーバの更新を計画していることから、今後は適正な台数となる予定である。

（対応予定：高校教育課）

県立学校のパソコンの更新については、高校教育課の整備予定に基づいて行っているが、各校で契約期間・更新時期が異なっており、単年度ごとの予算要求になっている状況である。

各学校の利用実態やニーズを踏まえて更新を行っているところであり、ICTの急速な発展を見据え、中長期的な見通しをもって計画を定め、更新を進めていく。

（対応予定：高校教育課）

平成30年度予算編成に当たっては、県立学校学習ネットワークフレッツVPN利用料を県立学校ICT活用推進事業に組み入れる予定としている。

（対応中：高校教育課）

各県立学校の校長、教頭、事務長が参集する会議の場において、事務処理基準の徹底、現金の保管及び鍵の保管の在り方について繰り返し指示をしたところであり、今後も繰り返し注意を喚起し、徹底を指示する必要があると考えている。

また、一連の不祥事を踏まえ、事務処理基準の見直しに着手しており、平成29年11月までに改訂し、管理職を始め関係職員に対して、内部統制の考え方を併せて詳しく説明する予定である。

成28年11月25日及び12月27日)を發出し、金庫等の鍵の管理の徹底等を指導している。

【指摘事項Ⅲ－6】学校徴収金の事務処理の運用状況の確認について(126頁・14頁)

事務処理基準は、現場における事務処理の指針であるが、基準の作成者である教育委員会としては、実際に運用されているかを確認する義務もあると思われる。今後、所管課は定期的に基準の運用状況を確認する必要がある。

高校教育課では、各地区ごとに各高校の事務長等に調査員を委嘱し、他校の私費会計の事務処理体制の調査を行っている。この点は評価できるものであることから、今後は、この調査が形式的なものとならないよう努力をすることが必要である。

【意見Ⅲ－18】学校徴収金の範囲の明確化について(部活動費について)(127頁・14頁)

事務処理基準では、学校徴収金、団体徴収金の定義は記載されているが、具体的にどのような経費がこれに該当するかが明確になっていない。学校徴収金に含まれるかどうかや学校の責任の有無につながるようになることから、事務処理基準において、学校徴収金の対象範囲(団体徴収金についても)を明確にすることが必要である。また、部費についても、学校徴収金となる部費とならない部費の考え方を提示することは必要であろう。

【意見Ⅲ－19】3年共通費の精算方法について(129頁・14頁)

3年次の学年共通費の精算の方法については、各学校によって処理の仕方が異なっていた(残金についてPTA会計へ組み入れをおこなう方法、残金について生徒会一般会計へ組み入れを行う方法など)。

どの方法が正しいという性質のものではないが、事務処理基準の中で、考え方を整理し、各高校の共通情報としての共有化を行うことも必要である。

【意見Ⅲ－20】学年共通費口座について(129頁・15頁)

今回訪問した高等学校において、各学年会計の口座の考え方が3校とも違っていた。それぞれの利点があると思われるが、高校教育課としてはそれぞれの高等学校のやり方をまとめた上で、参考として各学校に提示することも、今後の事務の効率化のために検討しても良いと思われる。

【意見Ⅲ－21】決済性預金について(129頁・15頁)

ある高等学校において、学校徴収金の口座を決済性普通預金としていた。これは、預金リスクをさけるためである。通常の普通預金に変更しても利率は低いのであまり影響はない。また、決済性預金においては、口座名義単位で1千万円とその利息が保護されるが、学校徴収金の場合、口座は別々でもいずれも校長名義であるため保護対象の1千万円とその利息が各口座で通算されてしまう可能性がある。

しかしながら、少しでも利息が付くのであれば、以上の

(対応中：高校教育課)

平成29年6月に私費会計事務の総点検を行い、併せて、新任事務職員配置校等への事務処理状況の確認のための訪問を行っている。

また、他の学校の事務長等による私費会計事務処理体制調査は、例年11月頃に実施することとしており、高校教育課職員が調査に加わって厳正に行う。

今後も、事務処理基準の運用状況を引き続き確認する必要があると考えている

(対応中：高校教育課)

事務処理基準の対象となる学校徴収金の範囲については、学校ごとの解釈で運用されている状況があるため、平成29年11月を目途に進めている事務処理基準の改訂の中で定義を明示した上で、関係職員への理解と周知を図る予定である。

(対応予定：高校教育課)

精算金は、保護者等の納入者に返金することが基本であり、割り切れない金額等を他会計等へ繰入れる場合には、各学校において、保護者等の了承を得て行うべきものと考えている。なお、精算の方法が各校様々であることから、今後、会議の場で情報交換を行う予定である。

(対応予定：高校教育課)

基本的には1会計1口座の明瞭な会計処理が望ましいと考えている。今回の意見を踏まえ、効率化の検討のために各校の手法について会議の場で情報提供を行う予定である。

(対応困難：高校教育課)

学校徴収金の口座の預金種別の選択は、各学校の口座開設者である校長が適切に判断するものと考えている。しかし、今後、会議の場で決済性普通預金と普通預金のそれぞれの利点について情報交換する予定である。

<p>状況を加味しながら今後通常の普通預金への変更も検討する必要がある。</p>	
<p>IV 保健体育課</p> <p>1. 学校保健及び学校安全管理事業</p> <p>【指摘事項IV-1】報告書の記載内容の具体化について (131頁・16頁)</p> <p>職員、生徒の健康診断に関する公益財団法人秋田県総合保健事業団との契約においては、「県立学校定期健康診断実施検査確認書」及び「集計表」が作成されているが、具体的な記載になっていない。学校ごとの実施日(実施期間)等、ある程度業務の実施内容がわかる程度に具体的な記載が必要である。</p> <p>【意見IV-1】 予定価格調書と見積書が同一日の場合について (131頁・16頁)</p> <p>今回の監査において確認した契約は、予定価格作成日、見積書入手日及び契約日が同日の平成27年4月1日となっていた。予定価格作成日と見積書入手日が同一では、どちらが早いかの判断が事後的に検証できない。したがって、予定価格作成日と見積書入手日が同日で行われる場合には、両者の関係が明確になるようにする必要がある。また、今後余裕のある契約事務が望まれる。</p> <p>【意見IV-2】 今後の職員、生徒の健康診断について (132頁・16頁)</p> <p>保健体育課で実施する健康診断の契約の範囲をどのようにするかについては、学校職員についても他の職員と同様福利課の事業とすることと、県立学校で括り保健体育課で一体的に実施することで、どちらが効率的かを検討しなければならない。契約の事務負担を考慮し1つの契約で行った上で予算を2つの課に分けることも可能である。</p> <p>今後も、契約方法については検討を継続する必要がある。</p> <p>【意見IV-3】 競争性の確保について (132頁・16頁)</p> <p>健康診断で使用する5つの検診器具(歯鏡、探針、チェルマック舌圧子、鼻鏡、耳鏡)の業者選定においては、今後も競争性の確保に向けた努力が必要である。</p> <p>検診器具の使用については、県内に営業所を有する2者に対して見積書の提出依頼を行っているが、1者の辞退により鴻池メディカル㈱と随意契約を締結している。結果的に1者のみで見積書提出となることは仕方がないが、今後競争性の確保のためにも、複数者の見積書提出に向け努力することは必要である。</p> <p>2. 学校保健及び学校給食管理事業</p> <p>【意見IV-4】 予定価格調書と見積書が同一日の場合について (136頁・17頁)</p> <p>今回の監査において、確認した契約は、予定価格作成日、見積書入手日が同日となっていた。予定価格作成日と見積書入手日が同一では、どちらが早いかの判断が事後的に検証できない。したがって、予定価格作成日と見積書入</p>	<p>(対応予定：保健体育課)</p> <p>平成29年度から委託業者から提出される「健康診断実施報告書」に、学校毎の検査項目、検査実施日、検査人数等を記載することとし、学校からの実施報告書と併せて検査を行い、健康診断検査委託契約の適正な履行の確保に努める。</p> <p>(対応済み：保健体育課)</p> <p>平成29年度から業務内容や契約期間を考慮し、予定価格調書と見積書が同一日とならないようにするなど、予定価格調書作成後に見積書を徴している関係が明らかになるよう努めている。</p> <p>(対応済み：保健体育課)</p> <p>健康診断に係る業務分担と契約事務については、平成28年度から学校職員は福利課で、生徒は保健体育課で実施している。</p> <p>(対応困難：保健体育課)</p> <p>県内全域の県立学校を対象に滅菌器具を納品・回収ができる業者が県内では1者のみであるため、やむなく平成28年度から単独随意契約としている。</p> <p>(対応済み：保健体育課)</p> <p>平成29年度から業務内容や契約期間を考慮し、予定価格調書と見積書が同一日とならないようにするなど、予定価格調書作成後に見積書を徴している関係が明らかになるよう努めている。</p>

手日が同一日で行われる場合には、両者の関係が明確になるようにする必要があるほか、今後余裕のある契約事務が望まれる。さらには、年度途中の契約の場合、余裕のある事務手続きのもと、予定価格作成日は見積書入手日より前の日とすることが望ましい。

【意見Ⅳ－５】定時制高校の夜食に関する事業の見直しについて（137頁・17頁）

学校保健・学校給食管理事業の需用費（554千円）の一部は、秋田県の6定時制高校のうち、夜食の提供を実施している3校における有職生徒への食糧費（パン、米、牛乳）であるが、夜間授業のある5定時制高校のうち3高校のみが夜食を提供していること、夜食の内パン、米、牛乳のみを無償提供することの効果が不明確である。今後も事業の廃止も含めより効果の高い事業への内容の見直しを他県の状況などを踏まえ継続して検討する必要がある。

【意見Ⅳ－６】食材検査の実施の見直し（市事業への委譲も含め）について（137頁・17頁）

県は安全・安心のための学校給食に関する事業として、5か所6台の機器を使い県内の教育委施設等の食材検査を実施している。福島第一原発事故発生直後は、先駆的に実施する意味において市の施設も含め県下の施設をすべて県が実施することの意味はあった。しかしながら、今後は県立学校の比率が少ないことから、事業の一部を各市町村に移譲することを検討すべきである。

3. 体育振興推進事業費

【意見Ⅳ－７】高等学校運動部活動サポート事業補助金の上限について（143頁・17頁）

本事業補助金の上限は、団体が20万円、個人が10万円となっている。しかしながら、本補助事業の目的は、インターハイ及び全国選抜大会における上位入賞数を増やすとともに、インターハイに出場する選手が大会において十分に実力を発揮して活躍できるように支援を行うことで、運動部活動の活力アップを図ることであり、その目的において団体成績で対象となったものと個人成績で対象となったもので差はない。よって、上限額を差別化しているが、本補助事業の目的においては両者を区別する意味が不明となっている。高等学校運動部活動サポート事業補助金の上限（団体20万円、個人10万円）を見直し、団体と個人の差をなくす必要があると考える。

（対応困難：保健体育課）

「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」等により、夜間学校給食は生徒の申出により行わなければならないとされており、また、設置者は夜間学校給食が実施されるよう努めなければならないとされている。したがって、勤労青少年の修学促進と健康保持のため、有職生徒のうち夜食費補助の希望する者について、事業を継続する。

（対応済み：保健体育課）

平成29年度から食材検査の対象を県立学校給食実施校に限定しており、各市町村での食材検査は市町村自ら対応している。

（対応済み：保健体育課）

平成29年度から、補助金の個人の上限を15万円に引き上げるとともに、利便性が向上するよう活用方法を見直して事業を実施している。